

「人間福祉学会誌」研究論文投稿規定

1 目的・内容

「人間福祉学会誌」に掲載する研究論文は、人間福祉の発展に寄与することを目的に、広く人間福祉に関する研究成果を掲載・発表するものである。

2 投稿資格

研究論文を投稿できる者は、本学会の会員とする。ただし、共著の場合、論文筆頭者以外はこの規定に必ずしも拘束されない。

3 研究論文の種類

「人間福祉学会誌」には、「論文(Original Articles)」「報告(Research Report)」「論説(Review Articles)」の各欄を設ける。いずれも未発表の原稿とする。ただし、本学会主催の研究部会における報告、シンポジウム、国際会議等での発表は「人間福祉学会誌」に応募することができる。

4 研究原稿のページ数

研究原稿の本文の長さはその上限を下記のページ数とする。ただし、これには図表、写真、引用文献を含む。なお、原稿が制限枚数を超えた場合やカラー印刷を要する場合は、実費負担とする。

1) 論文

ワープロ又はパソコンで作成し、縦置き A4 判用紙 1600 字(40 字×40 行)で印字した用紙で 10 枚以内

2) 報告

ワープロ又はパソコンで作成し、縦置き A4 判用紙に 1600 字(40 字×40 行)で印字した用紙で 6 枚と 10 行以内

3) 論説

ワープロ又はパソコンで作成し、縦置き A4 判用紙に 1600 字(40 字×40 行)で印字した用紙で 6 枚と 10 行以内

5 投稿の申込み

投稿を希望する者は、あらかじめ所定の用紙にて投稿の申込みを行わねばならない。

6 研究原稿の審査

研究原稿の可否は、論文審査委員会が所管する審査によって決定する。投稿された論文が「論文」「報告」「論説」のいずれであるかの区別については、投稿者の意志を確認のうえ、論文審査委員会において最終的な決定を行う。

論文審査委員会は、投稿された原稿について訂正を求めることがある。訂正を求められた原稿が指定日をこえても再提出されない場合、論文審査委員会は投稿の意志なしとみなすことがある。

また掲載が決定された研究論文は、論文審査委員会の承認を経ずに変更してはならない。

7 投稿原稿の提出

1) 投稿原稿はワープロ又はパソコンで作成し、電子データ（メール添付可）とともに 2 部提出する。

2) 投稿原稿の提出先は、人間福祉学会事務局(中部学院大学教育研究支援課内)とする。

8 掲載別刷料

論文が掲載された者には、別刷を 30 部進呈する。30 部以上の別刷を希望する場合は、50 部単位で作成し、別刷料は自己負担とする。

9 著作権及び電子化による公開

本誌に掲載された著作物の著作権は執筆者に属する。投稿者は、本誌に掲載された著作物を電子化し、情報通信ネットワークにおいて全文を公開することを許諾したものとみなす。